

社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。
必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第10号の2、第702条の2第2項
児童福祉法第6条の3第10項

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者（次のいずれかに該当するもの。）

ア 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。）

イ 小規模保育事業を行うことについて、福山市長の認可を得たもの

(3) 対象資産

次の小規模保育事業の用に供する固定資産

ア 保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

イ 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

※ 直接保育の用に供する固定資産とは、現に遊戯や食事その他学校教育の目的とする保育活動又は教育活動が実施されることが常態とされている固定資産をいう。

※ 送迎用駐車場は対象になりますが、職員用駐車場は対象にはなりません。

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

賦課期日以前から所有し、建設・改築等に着手している場合で、年度の途中に供用開始した場合は、供用開始日以降に存在する納期の税相当分が減免になる可能性があります。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書 ・法人設立認可書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・認可書の写し ・各種変更届等の写し
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第1担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町3番5号
土地第2担当	084-928-1026		
家屋第1担当	084-928-1023		
家屋第2担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		